

## 志木市新行政改革プラン推進本部設置規程

### (設置)

第1条 志木市新行政改革プランの総合的な推進を図るため、志木市新行政改革プラン推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 本部は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 志木市新行政改革プランの策定及び進行管理に関すること。
- (2) その他行政改革の推進に当たり必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、市長をもって充て、副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。

3 本部員は、志木市庁議規則（昭和48年志木市規則第8号）第2条に規定する構成員（市長、副市長及び教育長を除く。）をもって充てる。

### (本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を統括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、あらかじめ本部長の指名した副本部長がその職務を代理する。

### (部会)

第5条 本部長は、本部の所掌事務を遂行するため必要があるときは、本部に部会を置くことができる。

2 部会は、課長の職にある者のうちから本部長が指名する者をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、部会を組織する者のうちから、本部長が指名する。

4 部会の運営については、本部長が別に定める。

### (会議)

第6条 本部の会議は、本部長が招集し、その議長となる。

2 部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

3 本部長及び部会長は、必要があると認めるときは、会議に、当該会議の議題に関係する職員を出席させることができる。

(会議の記録等)

第7条 市長公室政策推進課長は、本部の会議を開催したときは、当該会議の経過及び結果を記録し、保管しておかなければならない。

2 市長公室政策推進課長は、前項の規定により記録した書面を、別に定めるところにより公表するものとする。

(設置期間)

第8条 本部の設置期間は、令和3年5月25日から令和8年3月31日までとする。

(庶務)

第9条 本部の庶務は、市長公室政策推進課において処理する。

(その他)

第10条 この訓令に定めるもののほか、本部の運営について必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

1 この訓令は、公布の日から施行する。

2 この訓令は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。